草刈り払い機貸出しのご案内

貸し出し対象者

村民または村民で組織する団体等

ボランティアとしての活用

- ○ 遊休農地解消のための活動
- ○ 地方公共団体等が管理する公共施設での活動
- ○ 公共の福祉に供する活動

ボランティア以外としての活用

- ○ 村民や村民で組織する団体自身の財産管理のための活動

無料貸出

刈払い機本体に草刈刃類及び潤滑油セット
（燃料は実費）

有料貸出

貸出料金半日当り 1,000 円　刈払い機本体のみ
（草刈刃と燃料実費）

借り入れ申し込み及び問い合わせ先

村役場内高山村営農支援センター推進協議会事務局
（役場内産業振興課農林係）電話 245-1100（42）

刈払い機の貸出及び返却

ＪＡ須高高山支所（高山村営農支援センター推進協議会協力団体）

貸出状況の把握や機械保守のメンテナンス

営農センター（電話 245-0045）又は農業機械センター（248-3453）

貸し出しに対して承知いただく事項

1、機械の損傷等に対する責任

適正な使用方法により故障した場合は、貸付者（高山村営農支援センター推進協議会）の負担とする。ただし、故意または過失による故障や亡失した場合の経費は、使用者の負担とします。

2、使用者等の負傷に対する責任

使用者本人において、事故等不足の事態により怪我をした場合や第三者の身体や財物に損害を与えた場合、貸付者（高山村営農支援センター推進協議会）は、その責めを負いません。

高山村営農支援センター刈払い機貸出規程

（目的）

第1条　高山村のすばらしい農村風景を維持するために遊休荒廃地等の管理に使用するため、村で設置し、高山村営農支援センター推進協議会（以下「協議会」という）で管理する刈払い機の貸出は、この規程の定めるところにより行う。

（機械の貸出）

第2条　刈払い機の貸出は、村民または村民で組織する団体からの借入申込に基づいて行う。

（機械の利用）

第3条　機械を利用しようとする者は、借入申込書を協議会長へ提出するものとする。

（機械の管理）

第4条　機械の保管責任者は協議会の代表とし、保管場所は、ＪＡ須高高山支所とする。

（機械の貸出料）

第5条　機械本体の貸出料は、半日あたり１，０００円とし、刃は使用者が用意し、燃料代は実費負担とする。ただし、公共施設あるいは遊休荒廃農地等を景観保全のためにボランティアで実施する場合は刃付きで貸出料は無料とする。

（機械の損傷等に対する責任）

第6条　適正な使用方法により故障した場合の修理費は協議会の負担とする。ただし、故意または過失によって機械を故障もしくは亡失したときにかかる経費は使用者の負担とする。

（書類の整備）

第7条　協議会は、次に掲げる書類を整備し利用状況を明確にする。

（１）刈払い機管理台帳

（２）刈払い機貸出簿

（３）金銭出納帳

（４）その他必要な帳簿